

5 サンプルング方法の見直しについて

- 試料が特に均一であると認められる検査荷口については、検査に用いる試料の抽出方法を業務規程に定めた方法（新方式）により行うことができることとし、令和3年7月20日に標準抽出方法（農林水産省告示第443号）を一部改正したことにより、登録検査機関の業務規程に定めることにより、新方式によるサンプリング方法で資料採取ができる。

[カントリーエレベーター及びライスセンター]

採取方法	包装形態	旧方式	新方式
オートサンプラーのある CE・RC	袋詰め	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査はロット単位（1回） ○ 試料はロットの重量の1万分の1以上を抽出し、合成・縮分により1つの検体試料とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査はロット単位（1回） ○ 試料はロットの1万分の1以上又はロットから時間均等に20個以上を採取。
	フレコン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査は抽出個数分（例：抽出個数18個の場合の検査は18回） ○ 試料は検査荷口の大きさに応じた抽出個数を採取。（例：100袋のロットの場合は無作為に18袋から採取） 	
オートサンプラーのない CE・RC	袋詰め	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査は抽出個数分（例：抽出個数18個の場合の検査は18回） ○ 試料は検査荷口の大きさに応じた抽出個数を採取。（例：100袋のロットの場合は無作為に18袋から採取） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の条件を備えることが必要。※
	フレコン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同じロットであっても全フレコンについて毎個検査 ○ 試料はフレコン内の5ヶ所から採取して合成・縮分により1つの検体試料とする。 	

[循環式乾燥機] ※ミニRCを含む

包装形態	旧方式	新方式
袋詰め	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査は抽出個数分（例：抽出個数18個の場合の検査は18回） ○ 試料は検査ロットの大きさに応じた抽出個数を採取。（例：100袋のロットの場合は無作為に18袋から採取） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査はロット単位（1回） ○ 試料はロットの1万分の1以上又はロットから時間均等に20個以上を採取。 ○ 一定の条件を備えることが必要。※
フレコン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同じロットであっても全フレコンについて毎個検査 ○ 試料はフレコン内の5ヶ所から採取して合成・縮分により1つの検体試料とする。 	

（一定の条件のロットの適正管理事業者が登録検査機関に申告する内容例）

- ・ 米穀の品質が均一と考えられるロットの番号。
- ・ 上記のロット番号を包装容器又はフレキシブルコンテナ等の見やすい場所に表示すること。
- ・ 上記ロット内の全ての米穀が12時間以上循環式乾燥機で循環していること等、ロットが均一となる収穫・調製工程を経ていること。
- ・ 倒伏や病害虫の発生等により品質が大きく異なる圃場の米穀を適切に仕分けし、品質が大きく異なる米穀を同一ロットを構成する循環式乾燥機及び調製タンクに投入していないこと。
- ・ ロットの均一性に疑いが生じる等、自己申告の信頼性が担保されていないと判断される場合には、当分の間は従前方式のサンプリング方法に戻すことに異存がないこと。

6 スマート・オコメ・チェーンコンソーシアムについて

- 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえ、令和3年6月に「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」を設立。現在、生産者、流通事業者、実需者、企業、消費者団体等、165会員が参加（令和5年12月22日現在）。
- 生産から消費に至るまでの情報を連携し、米の販売における付加価値向上等を図るための情報基盤の構築等について検討。
- 令和5年度において、情報連携のためのシステム（β版）を公開した他、「フードチェーン情報公表農産物JAS」に係る米の規格を制定。

趣旨

生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者や米関連事業者の所得向上を可能とする基盤をコメの分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を進める。

活動内容

- ・ スマート・オコメ・チェーンの構築に向け、海外事例調査、ワークショップの開催、現場検証を通じたスマート・オコメ・チェーンの検討
- ・ スマート・オコメ・チェーンで伝達される情報項目や表示方法等についての仕様の整理
- ・ 消費拡大・付加価値向上に資する消費者向け情報提供の内容、手法の検討（食味マップによる米の品質表現等）等

令和3年度 「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」設立（6月）
スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム設立大会（8月）
講演会（精米事業者、食味の有識者、生産、流通、輸出）
※その他、各種調査、会員インタビュー等を実施
情報項目の標準化、輸出促進、品質伝達の観点から検討を実施

令和5年度 情報連携のためのシステム(β版)の公開、「フードチェーン情報公表農産物JAS」に係る米の規格の制定

体制

- (会 長) 大坪 研一 新潟薬科大学 応用生命科学部応用生命科学科 特任教授
(副会長) 飯塚 悦功 東京大学名誉教授、公益財団法人日本適合性認定協会 理事長
亀岡 孝治 信州大学社会基盤研究所特任教授、三重大学名誉教授、（一社）ALFAE 代表理事
- 木村 良 全国米穀販売事業共済協同組合 理事長
金森 正幸 全国農業協同組合連合会 米穀部部長
(幹 事) 岩井 健次 株式会社イワイ 代表取締役
金子 真人 株式会社金子商店 代表取締役社長
説田 智三 日本生活協同組合連合会 農畜産部米穀グループ グループマネージャー
千田 法久 千田みずほ株式会社 代表取締役社長
中嶋 康博 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
夏目 智子 特定非営利活動法人ふぁみりあネット 理事長
藤代 尚武 日本規格協会ソリューションズ株式会社 執行役員
佛田 利弘 株式会社ぶった農産 代表取締役
古谷 正三郎 全国稲作経営者会議 会長
細田 浩之 （一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会専務理事
山本 貴暁 わらべや日洋食品株式会社 購買部次長

(敬称略)

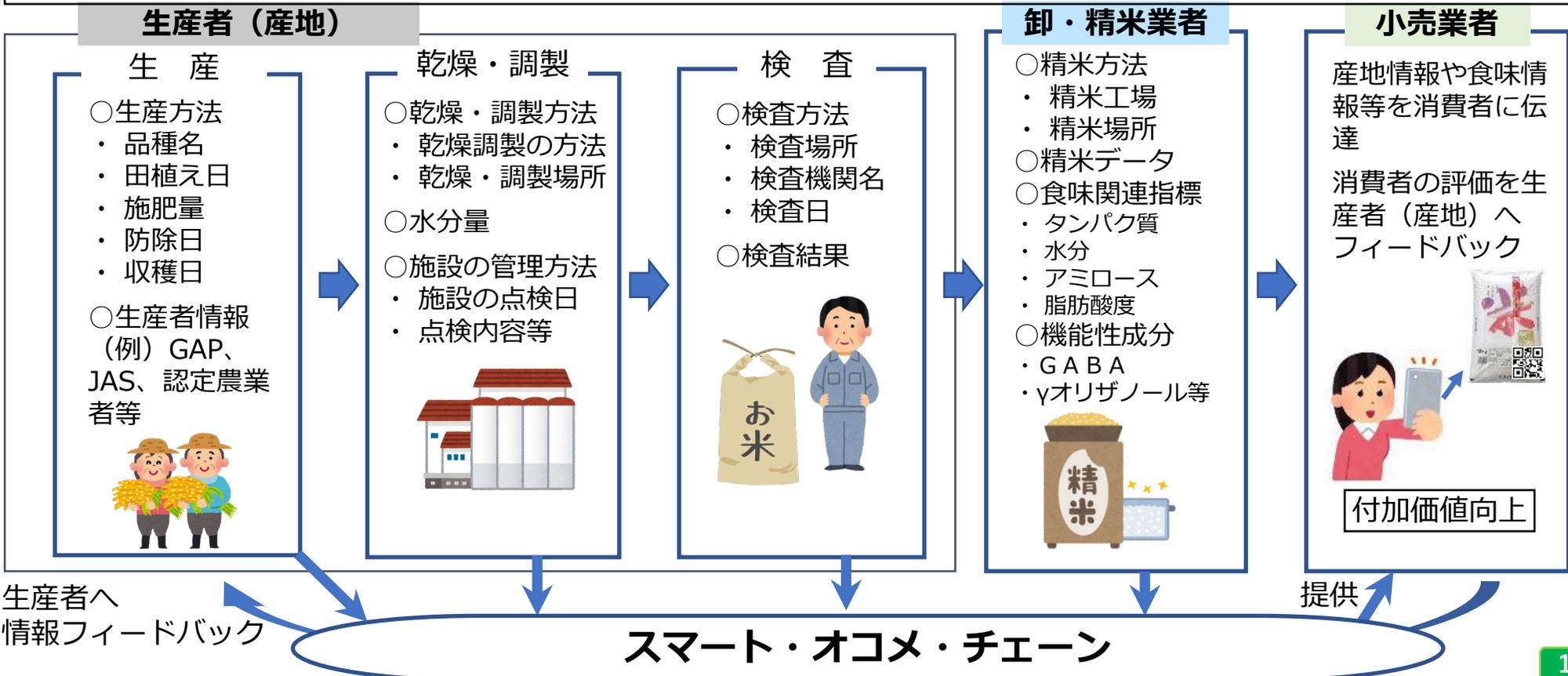
- (会 員) 168企業・団体等（令和6年6月12日現在）
(事務局) 農林水産省農産局穀物課米流通加工対策室
(共同事務局：公益財団法人流通経済研究所農業・環境・地域部門)

(参考)スマート・オコメ・チェーンによる生産から消費に至るまでの情報の連携

○米は、主食として多くの消費者が直接購入する商品である一方で、外観の差異が商品間でほとんど存在しないが、
①保存性が高いことなどから**多段階かつ多様な経路で流通すること**や、
②商流が**紙伝票中心の取引**であり、業者間の品質情報・保管情報の共有、手続の電子化が進んでいないことから、**品質情報を客観的に把握・評価し消費者に伝達する仕組みがない**。

○このため、中間流通事業者や消費者は、年産、産地、品種といった情報以上の**判断材料を得られない**ため、販売価格を商品選択の主要な判断材料とせざるを得なくなり、産地の努力にかかわらず**商品の付加価値が評価できない**。

○生産から消費に至る過程において、**関係者が客観的かつ正確な情報を共有する効率的な仕組み**を構築することで、**流通合理化や付加価値向上**、ひいては**米の消費拡大や農業者の所得向上**を図る。



7 農産物検査証明における皆掛重量の廃止

○ 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえ、農産物検査施行規則を改正し、令和3年9月1日より皆掛重量の検査証明を廃止した。

- 「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」において、皆掛重量の検査証明は廃止（令和3年産米から適用）することと結論。
- この結論を踏まえ、農産物検査法施行規則を改正し、令和3年9月1日から、皆掛重量の検査証明は廃止。
- ただし、包装容器の切り替えが必要となることから、改正規則の施行から2年間（令和5年8月末まで）は米袋に印刷されている検査証明書に皆掛重量が記載されていた場合でも、問題とはせず、この場合は、検査証明された皆掛重量ではなく、当事者の判断で記載された皆掛重量として取扱う。

皆掛重量の廃止前

検査証明書			
何年産	種類	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。	
銘柄		登録検査機関 年月日 検査員認印	
正味重量規格 何 kg	1等		
皆掛重量 何 kg			

皆掛重量の廃止後

検査証明書			
何年産	種類	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。	
銘柄		等級又は品位 の測定結果	
正味重量規格 何 kg			
		何 登録検査機関 及び 検査年月日	

令和3年9月1日から切り替え。

ただし、2年間の経過措置を設定しており、令和5年8月まで従来の袋も使用可能。

なお、経過措置終了後（令和5年8月末）でも、皆掛重量欄の抹消処理（文字又は欄）を行うことで使用可能です。

併せて、検査員認印の押印も廃止
（令和3年9月1日から）

※従前のおり押印することも可能

注：施行後2年間（令和5年8月まで）は従来の検査証明欄に皆掛重量が印刷された包装も使用可能。

この場合、皆掛重量の証明は行われませんが、記載されている皆掛重量は検査証明欄外に記載された事項と同様、当事者の判断で記載された皆掛重量として取扱われることとなる。

8 銘柄の検査方法の見直し（鑑定方法の見直し）

- 水稻うるち玄米の銘柄の検査について、現在の目視鑑定を必須とする方法を改め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査する方法に見直した。（令和4年産米から適用）

現 行

品種関連情報等の事前収集

主に書類で把握

- ① 生産者別の種子更新等の状況把握
- ② 生産者別の品種別作付状況把握
- ③ 各品種の特徴等の把握 等

目視による品種鑑定

- ① 粒形
 - ・粒の大小及び形状の確認
- ② 色沢等
 - ・色沢：その品種固有の色沢
 - ・皮部の厚薄：その品種固有のものかを判定
 - ・心白、腹白：その品種固有のものかを判定
 - ・その他：縦溝の深浅とその箇所、胚の大小及びその形、粒揃いを観察し、その品種固有のものかを判定

銘柄判定

見直し後

農業者等からの資料の提出

- ① どのような種苗を用いて生産されたかがわかる資料（種子の購入記録等）
- ② 全体の作付け状況及び品種ごとの作付け状況がわかる資料（営農計画書等）
- ③ その他登録検査機関が必要と認める資料

書類審査

提出資料により、検査請求された銘柄の作付状況を審査。

※ 登録検査機関の判断により、目視その他の方法を組み合わせることは可

銘柄判定

8 銘柄の検査方法の見直し（鑑定方法の見直し（補足））

- 水稻うるち玄米の銘柄の検査について、農業者等から提出が必要な書類は、
 - ① どのような種苗を用いて生産されたかがわかる資料として種子の購入記録
 - ② 全体の作付け状況及び品種ごとの作付け状況がわかる資料として営農計画書となっていますが、それらが無い場合（自家採取の場合を含む。）当面、以下の対応が可能です。

① どのような種苗を用いて生産されたかがわかる資料

- 種子を購入した事業者から、何の種子を、いつ、どれだけ販売したかを示す書面を入手し提出する。
- 上記の書類を入手することが困難な場合は、種子に係る申告書を作成し、何の種子を、いつ、どれだけ、誰から購入したかを記載し、相違ない旨を宣誓する。

【自家採取する場合に提出する書類】

i) 前年産及び当年産の品種ごとの作付け状況が分かる資料

- ・前年産（自家種採取時）の種子更新が分かる客観的資料
（種子の購入伝票、DNA検査の結果等）

※客観的な資料がない場合には、何の種子を、いつ、どれだけ、誰から買ったのかを ii) の申告書に記載することでも対応可。

ii) 自家採取に関する申告書

<記載する内容>

- ・当該種子を購入又は入手された産年
- ・自家採取をしている圃場名
- ・採取した圃場の収穫量
（例：乾燥もみ重量500kg - 出荷数量もみ換算200kg = 自家種子利用数量300kg）
- ・当該年産の播種量など



② 全体の作付け状況及び品種ごとの作付け状況がわかる資料

- 生産委託契約、販売契約書類又は営農日誌（圃場、品種が特定できるもの）



※ なお、上記の書類では品種、作付け場所について疑義が残る場合には、他の補足的な客観書類の提出や現物の目視による確認を組合わせて鑑定する。

8 銘柄の検査方法の見直し（品種銘柄の設定①）

- 育成者権保有者、元育成者、都道府県への確認を経た主要な品種について、農産物規格規程を改正し、水稻うるち玄米の150品種銘柄（令和7年3月末現在）を設定した。
- 品種銘柄については産地品種銘柄の設定状況等を踏まえて毎年見直しを行う。

農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）

- 第1 国内産農産物
- 2 玄米
- (2) 銘柄
- イ 水稻うるち玄米
- (イ) 品種銘柄（150銘柄）

ICS6号 あいちのかおり あいちのころこ あきげしき あきたこまち 秋田六三号 あきだわら アキツホ 秋のきらめき アキヒカリ あきまさり あきろまん アケボノ 朝の光 朝日 あさひの夢 亜細亜のかおり あわみのり 淡雪こまち いただき 一番星 いなほっこり いのちの舌 笑みの絆 縁結び オオセト 大粒ダイヤ おてんとそだち かけはし 亀の尾四号 華麗舞 歓喜の風 北瑞穂 キヌヒカリ きぬむすめ キヨニシキ きらりん 吟おうみ ぎんさん 恋初めし 恋の予感 こいもみじ 黄金錦 越路早生 越のかおり コシヒカリ 五百川 **ゴロピカリ** ササシグレ ササニシキ さとじまん さわのはな さんさんまる しふくのみり 清水一号 新生夢ごち スノーパール 千秋楽 大地の風 たかねのみり たちはるか ちほみのり ちゅらひかり チヨニシキ つきあかり ツクシホマレ つくばSD一号 つくばSD二号 つぶぞろい 天竜乙女 **土和** とくだわら 土佐錦 トドロキワセ とねのめぐみ どもんなか トヨニシキ 豊橋一号 とよめき どんとこい 中生新千本 なつしずか ナツヒカリ にこまる にじのきらめき 日本晴 注ノ川一号 農林四八号 はいごころ ハイブリッドとうごう三号 ハイブリッドとうごう四号 はえぬき ハツシモ ハナエチゼン はなの舞い ヒエリ ピカツンタ びかまる ヒカリ新世紀 ひとめぼれ ヒノヒカリ 姫ごのみ ふうのこ フクヒカリ ふくひびき ふくむすめ **ふじゆたか** 北陸一九三号 ほしじるし **ホシユタカ** ほむすめ舞 まいひかり まいひめ 祭り晴 まなむすめ まんぶくすらし みえのえみ みえのゆめ み系三五八 ミズホチカラ みずほの輝き みつひかり みどり豊 ミネアサヒ みねはるか みのにしき みのりの郷 宮崎五二号 **ミルクィーオータム** ミルクィークィーン ミルクィーサマー ミルクィープリンセス めんこいな 萌えみのり やまだわら ヤマヒカリ ゆうだいニー 雪ごぜん ゆきの精 ゆきむつみ ゆみあずさ 夢いっばい ゆめおぼこ 夢ごち ゆめしなの 夢の華 ユメヒカリ ゆめひたち ゆめまつり レイホウ

※ 下線部は令和7年3月に追加した6銘柄

品種銘柄の特徴その他の情報をホームページ等を通じて登録検査機関に提供

https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kensa/hinnsyu_tokusei.html

コシヒカリ

米名	農林22号×農林1号	
育成	広作広試	
特 性	粒形	粒尖は1粒で丸の多量に横門筋が縦にゆるい尖みがある
	色沢	艶色で艶がよい
	皮の厚さ	皮は薄く透明度はよい
	腹溝の深さ	腹溝は浅いが凹凸
粒 質	腹の大小及び折れ	腹溝は小さくくゞは深い
	千粒重(g)	22.3
その他	乳白粒、腹白粒、基部向隅粒の混入は少ない	
その他	品質が軟く中は、乳心粒、基部向隅粒、背白粒が混入する傾向がある	

【産地】 新潟

比較対象、こしいぶき



- 各種類において、産地品種銘柄に設定する際に必要としている農産物の特性等を把握するための2年間の栽培試験について、1年に短縮する等、銘柄の設定手続きを簡素化している。
- 登録検査機関の業務の増大を招かないよう、取引ニーズのない品種銘柄・産地品種銘柄は関係者の意見を聞いた上で問題なければ廃止する仕組みを設けた。

8 銘柄の検査方法の見直し（品種銘柄の設定②）

- これまでは、石川県、新潟県において、「にこまる」を生産し、農産物検査を受検した場合、産地品種銘柄として設定されている石川県では「石川県産にこまる」と証明されるが、新潟県では産地品種銘柄として設定されていないため証明されない。
- 農産物検査を行う水稻うるち玄米の銘柄について、都道府県名と品種名で指定される「産地品種銘柄」に加え、品種名のみで指定される「品種銘柄」も設定することにより、見直し後は、産地品種銘柄として指定されていない都道府県でも銘柄の証明が可能となる。

これまで

検 査 証 明 書

令和○年産	水稻うるち玄米	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。
銘 柄	石川県産にこまる	
正味重量規格 ○○kg	等級	何 登録検査機関 検査年月日

石川県

※ 「石川県産にこまる」は産地品種銘柄。

見直し後

検 査 証 明 書

令和○年産	水稻うるち玄米	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。
銘 柄	石川県産にこまる	
正味重量規格 ○○kg	等級	何 登録検査機関 検査年月日

検 査 証 明 書

令和○年産	水稻うるち玄米	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。
銘 柄	_____	
正味重量規格 ○○kg	等級	何 登録検査機関 検査年月日

新潟県

※ 新潟県では「にこまる」が産地品種銘柄に設定されていないため、銘柄欄は抹消される。

検 査 証 明 書

令和○年産	水稻うるち玄米	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。
銘 柄	にこまる	
正味重量規格 ○○kg	等級	何 登録検査機関 検査年月日

※ 「にこまる」を品種銘柄に設定した場合、銘柄は「にこまる」として証明される。

8 銘柄の検査方法の見直し（品種銘柄の設定③（設定手順））

- 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえ、令和3年9月にガイドライン（農産物検査に関する基本要領）を改正し、品種銘柄の設定手順を明記。
- 同手順に基づき、銘柄に関する権利関係を把握を行い、育成者権の保有者・育成者に対し、品種銘柄として設定することについて、育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由の有無を確認。

銘柄設定の手順（ガイドラインより抜粋）

水稻うるち玄米における「品種銘柄」の設定手順

「産地品種銘柄」における育成者権の把握
（全国の検査数量が10トン以上の品種）



育成者権者及び都道府県への利用許諾状況・種子の配布状況及び品種銘柄設定の意向の確認



その品種の許諾が特定の都道府県に限定され、育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものは品種銘柄に設定しない

農産物検査法第11条第3項に基づく意見聴取会を開催



「品種銘柄」の設定・公表

令和3年度の銘柄設定の流れ

① 令和3年9月

水稻うるち玄米の産地品種銘柄のうち全国の検査数量が10トン以上の銘柄に関する権利関係を把握

② 令和3年10月

育成者権の保有者・元育成者に対し、品種銘柄として設定することについて、育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由^{※1}の有無を確認^{※2}

※1 当該品種の栽培許可や種子の販売・配布が特定の都道府県に限定されている等

※2 育成者権の保有者には農産物検査数量が10トン以上の品種、元育成者には同100トン以上の品種について確認。

③ 令和3年11月

○ ②により了承が得られた品種について、全都道府県に確認

農産物検査規格検討会（R3.12.24）で審議・了承

品種銘柄の設定・公表（R4.2.28）

※ 今回は初回の改正であり、毎年見直す。

9 新素材に係る包装規格の制定

- 玄米の包装規格に関し、現在農産物検査で検査を受けることができる素材(麻、樹脂、紙、ポリエチレンフィルム)以外の素材(新素材)の包装容器に関し、第1種紙袋と同等水準となるよう以下のとおり規格を設定。
- 技術開発が日進月歩である中、新たな素材が速やかに活用できるよう、必要に応じて規格の見直しを柔軟に行う。

農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第224号)(令和4年2月28日一部改正)

※ 改正点を赤字で記載

第1 国内産農産物

2 玄米

(3) 規格

ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋 (略)

(ロ) 樹脂袋 (略)

(ハ) 紙袋 (略)

(ニ) ポリエチレンフィルム袋 (略)

(ホ) フレキシブルコンテナバッグ (略)

(ヘ) その他

(イ) から (ホ) までに掲げるもの以外のもの

項目	規 格
引裂強さ(mN)	縦2.880mN以上かつ横3.270mN以上のもの
引張強さ(kN/m)	縦12.5kN/m以上かつ横7.8kN/m以上のもの
伸び(%)	縦2.3%以上かつ横4.8%以上のもの
落下強度	高さ1.2mから試料を10回落下させ、破袋しないもの
防滑角度(度)	縦30度以上かつ横26度以上のもの

附

七 荷造り及び包装のその他については、農産局長が別に定めるガイドラインに基づき、素材の性質を踏まえ、項目の一部を省略できるものとする。

農林水産研究の推進

現場ニーズ対応型研究

(4) 生産現場強化プロジェクト

事業期間：令和4年度～令和7年度

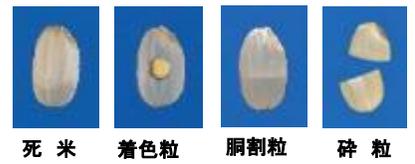
令和5年度予算概算決定額：17（19）百万円

① AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発

- 食料・農業・農村基本計画では、農産物流通や消費者ニーズの変化を踏まえ、**農産物規格・検査**について、**規格項目の見直し、検査の高度化**を行うこととしている。現在の農産物検査は、精米原料となる玄米の被害の有無等を検査員の目視により確認されているが、①地域や検査員のバラツキが発生することや ②具体的な測定データを示せないこと等の課題がある。
- このような中、令和2年秋から一部検査項目への穀粒判別器の活用が開始されたことから、その画像データと測定数値、各用途での利用適性をビッグデータとしてデータベース化し、検査員による鑑定の相当部分を代替できる**次世代穀粒判別器を開発**する。
- これにより、**AI画像解析により規格項目を数値で精緻に示すことが可能**となり、着色粒・胴割粒の含有量等を考慮した、等級のみではない**実需者ニーズに応じた米取引**が可能となる。

生産現場の課題

- ・ 目視による検査では、地域や検査員によるバラツキがある。
- ・ 1等、2等という等級のみでは、コメの特徴を把握しきれないなあ。



検査員の目視で4等級に総合判定

生産現場の課題解決に資する研究内容

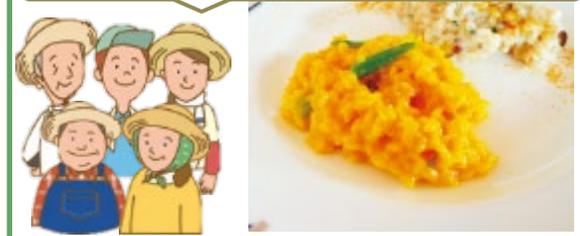
次世代穀粒判別器の開発メーカーと連携して、
 ①穀粒判別器から取得される米の画像・検査データの農業データ連携基盤(WAGRI)等への蓄積、
 ②ビッグデータと連動する次世代穀粒判別器の開発、
 ③AI画像診断によるデータに基づく取引を提案するプログラムの実装
 などを行う。



社会実装の進め方と期待される効果

- ・ 次世代穀粒判別器を用いた新たな検査項目体系を構築。
- ・ 玄米外観品質の等級に加え、新たな指標による用途別のコメ取引が実現。
- ・ 民間機関が実施する農産物検査への活用を積極的に進めるとともに先進農業法人や都道府県普及組織等と連携した普及活動を全国展開。

検査等級のみによらない、用途別のコメの取引が実現。海外日本食レストラン向け米輸出が1万トン増加。



【お問い合わせ先】 農産局穀物課 (03-6744-2010)

11 農産物検査を要件とする補助金の見直しについて

- ゲタ・ナラシ対策等の補助金について、農産物検査に代わる手法により、補助金の助成対象数量を確認したのもも支援対象となるよう制度を改正。

1 ナラシ対策

助成対象数量として、主食用として販売された米穀の数量を国が確認する必要があるため、申請者が①～④を証明することを要件とする。

- ① 販売先において主食用途とすることが決定していること（販売先の確約書又は契約書等）
- ② 1.7mm以上のふるい目を使用して調製された米穀であること（1.7mm以上のふるい目で調製したことを明記した販売伝票等）
- ③ 水分含有率16.0%以下の米穀であること（水分含有率16.0%以下であることを明記した販売伝票等）
- ④ 産年、産地、品種が確認できること（種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等）

2 ゲタ対策

助成対象数量として、現行の品質区分と同等のもの数量を国が確認する必要があるため、申請者が①及び②を証明することを要件とする。

- ① 品質区分の確認を的確に実施できること
品質区分の確認方法、実施体制、機械器具の整備状況等が明らかとなる書類等を提出させ、農政局等が妥当性を確認
- ② 品質区分と同等のものであること
品質区分の確認の実施状況に関する書類等を作成・保管させ、農政局等が妥当性を確認

玄米及び精米に係る食品表示制度の改正について

- ① 農産物検査による証明を受けていない場合であっても産地、品種及び産年の根拠を示す資料の保管を要件として、当該産地、品種及び産年の表示を可能とし、
- ② 農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示を可能とするとともに、
- ③ 生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報を一括表示枠内に表示できるよう、食品表示基準を改正。

【現行の玄米及び精米の食品表示と改正後の表示例】

＜農産物検査による証明があるもの＞

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 〇〇県 〇〇ヒカリ 令和〇年産		
内容量	〇kg		



名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 〇〇県 〇〇ヒカリ 令和〇年産 農産物検査証明による(※)		
内容量	〇kg		

※ 表示事項の根拠となる情報の確認方法は任意表示

＜農産物検査による証明がないもの＞

名 称	精 米			
原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	未検査米 国内産			10割
内容量	〇kg			



名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 〇〇県 〇〇ヒカリ 令和〇年産 〇〇ライス(生産者名)確認による(※)		
内容量	〇kg		

※ 表示事項の根拠となる情報の確認方法は任意表示

表示の根拠を示す資料の保管を要件

農産物検査による証明を受けた原料玄米を使用していることの記録

(例) 農産物検査の証明書 など

使用している原料玄米の産地、品種、産年を証明する資料

(例) 伝票(米トレサ法に基づく取引等の記録)
種子購入記録、
栽培記録(品種、産年) など

(参考) 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会とりまとめ (令和3年5月) (抜粋)

はじめに

平成から令和へと時代が変わり、国内ではかつてない少子高齢化・人口減少の波が押し寄せている一方で、ロボット・AI・IoTといった技術革新やグローバル化の進展、持続可能な開発目標 (SDGs) に対する国内外の関心の高まりなど、我が国経済社会は新たな時代のステージを迎えている。

このような中で、我が国が持続可能な活力ある地域経済社会を構築するためには、時代の変化を見通し、新技術を社会実装することにより、こうした変化に対応し、新たな成長につなげていくことが必要である。

農業・食料関連産業においても、高齢化やライフスタイルの変化による食の外部化・簡便化の進展等を踏まえ、消費者や実需者ニーズの多様化・高度化への対応を進めつつ、関係者の連携・協働による新たな価値の創出を推進することが必要となっている。

とりわけ、国内市場においては人口減少等により農林水産物・食品の消費の減退が続くと見込まれる中で、これからは成長する海外市場にも着目し、そこにもしっかりと売り込んでいくという方向に転換することが不可欠となっている。農産物検査規格に関しても、このような時代の変化に対応した見直しが必要であることはいうまでもない。

これまで、農産物規格の見直しに関しては、農業競争力強化プログラム (平成28年11月29日農林水産省・地域の活力創造本部決定) や農業競争力強化支援法 (平成29年法律第35号) を踏まえ、農産物流通等の現状や消費者ニーズの変化に即した合理的なものとなるよう、生産者団体や流通事業者等からなる「農産物規格・検査に関する懇談会」において検討がなされ、平成31年3月29日に中間論点整理が行われた。この中間論点整理を踏まえ、①検査場所の緩和、②穀粒判別器の活用、③農産物規格の簡素化、④玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格設定等が行われている。

このような見直しが進められている中、規制改革実施計画 (令和2年7月17日閣議決定) において農産物検査規格の見直しが盛り込まれたことを踏まえ、本検討会において、さらに検討を進めることとされた。

本検討会は、令和2年9月に設置され、これまで8回の検討を公開により行った。検討会では、まず、有識者からのヒアリングを丁寧に行うこととし、計13名に及ぶ有識者を招致し、農業現場や検査現場の状況、穀粒判別器をはじめとした技術開発の動向、国際規格の動向、消費者ニーズの把握等に努めた。

その上で、時代の変化を踏まえた農産物検査規格や民間規格のあり方について委員間で議論を重ね、規制改革実施計画に記載された事項について、以下のとおり結論を得た。

- ・ 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定 (令和3年2月25日 結論①)
- ・ サンプルング方法の見直し (令和3年2月25日 結論②)
- ・ スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定 (令和3年2月25日 結論③)
- ・ 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止 (令和3年3月24日 結論④)
- ・ 銘柄の検査方法等の見直し (令和3年4月28日 結論⑤)
- ・ 荷造り・包装規格の見直し (令和3年4月28日 結論⑥)

今般の見直の結果、農産物規格・検査が農産物流通の現状や消費者ニーズに即した合理的なものとなり、米の販売方法や栽培方法等に関して農業者・事業者が多様な選択肢が提供されること、農業者・事業者の創意工夫が発揮できること、農業者・事業者や現場の負担が軽減されること、スマートフードチェーンの活用や新たなJAS規格の策定等を通じて米の付加価値向上が図られ、海外での日本産米の地位向上にもつなげていけること等の効果が生じることが想定される。

これにより、米関連産業の健全な発展が促進され、農業者の所得向上につながるものと期待される。

農林水産省においては、関係する職員の全てが今回の見直しの意義を認識し、本検討会の結論を気概を持って実行していただきたい。

また、本検討会の結論を実行するに当たっては、農業者・流通事業者・実需者・消費者・登録検査機関や農産物検査員等の関係者に十分に周知を行っていただきたい。

今後とも時代の変化は加速する。米の規格が、時代の変化に適したものであり続けるよう、世界をリードするものであるよう、常に検証・見直しを行うことが必要である。このため、本検討会の結論についても不断に検証し、必要があれば前に向かって躊躇なく見直ししていただきたい。

安全・安心で食味に優れた日本の米は、海外市場も含め、大きな可能性を持つ。今回の結論に基づき、関係者が協調して我が国の米の競争力を強化し、米関連産業の健全な発展と、農業者の所得向上、そして我が国水田農業と食生活の改善に貢献することを願ってやまない。

令和3年5月

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会 委員一同

(7) 農産物検査規格の見直し

9 農産物検査規格の総点検と見直し

【令和2年度検討開始、令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】

農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものに見直すことで、農業者の所得向上につなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について以下の4つの観点から見直しを行う。

- ① 農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること
- ② 農業者に多様な選択肢（自主検査含む）が提供されるようにすること
- ③ 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること
- ④ 農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること

具体的な見直しの進め方は以下の通り。

a 農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化

農産物検査規格の合理化及び科学化、商慣習の適正化を図るため、以下を含む農産物検査規格と商慣習の総点検を行う。

（なお、農産物検査の受検はあくまで任意であり、登録検査機関の検査を受けることなく、機械的手法により自主的に農産物検査規格相当の適合性を判断して取引を行うことは可能である。）

総点検に基づき、現行の技術水準で対応可能な規格と商慣習の早期見直しについて結論を得るとともに、並行して穀粒判別器の普及と精度向上・開発を推進する。

- ① 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- ② 検査方法、サンプリング方法の徹底した合理化による生産者、検査者双方の負荷軽減と検査コスト低減
- ③ 目視及びその他の人的（主観的）鑑定項目の客観化と穀粒判別器、水分計、計量機械、画像分析等の機器による現在の技術でも可能な機械的計測への早期の変更（その後も技術の進展成果は積極性に活用）
- ④ 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- ⑤ 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し、全国的な「品種銘柄」設定等手続の迅速化・簡素化など、銘柄設定等手続の見直し
- ⑥ 量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- ⑦ 穀粒判別器等科学的検査の普及と更なる精度向上に向けた技術開発の推進

b 新JAS規格の制定

コメの国際競争力の強化を通じた輸出市場の開拓、高付加価値化を通じた農業者所得の向上に貢献すべく、安全性、食味など消費者、ユーザーのニーズを取り込んだJAS規格を民間主導で制定する。農林水産省は規格制定を積極的に支援する。

c 検討会の構成と工程

上記で示した農産物検査規格と商慣習の総点検・適正化及び新JAS規格の制定について、農業者、流通事業者、外食・中食事業者などのユーザー、国際規格の有識者・実務家を中心とした検討会において実施し、概ね1年程度で結論を得る。検討に際しては、現場の農業者の要望を十分に踏まえ農業者がやりがいを感じる将来価値を高めるものとするとともに、最先端の国際規格の知見を活かし国際市場でのイニシアティブを取れるものとする。

10 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

【令和2年度措置】

農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。

- a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金
農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。
- b 産地、品種、産年などの食品表示
食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする（例：品質確認 JA〇〇（登録検査機関名）、品質確認 〇〇ライス（農業者名））。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。
また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。
以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。

(15) 農産物検査規格の見直し

20 農産物検査規格の見直し

【a:措置済み b,c:令和3年度上期措置 d,e:令和3年度措置 f:令和3年度検討・結論、必要に応じて速やかに措置 g,h:令和3年以降継続的に措置 i:令和3年検討・結論、結論を得次第速やかに措置 j:令和4年度上期措置 k:令和5年度上期措置 l,m:継続的に措置】

(a,h:農林水産省、消費者庁 b~g,i~m:農林水産省)

- a 農林水産省は、農産物検査規格の在り方を消費者ニーズに即したものに
見直すに際しては、お米マイスターの意見を聞くなどの方法により、また、消費者庁とも連携して、消費者ニーズの内容を把握し、自主検査を含む多様な検査を可能とする。
- b 農林水産省は、農産物検査に用いる試料のサンプリング方法について、登録検査機関において試料が均一であると認められるロットについてはサンプリング回数を従前の回数より減らす方法(以下「新方式」という。)が可能となるよう、標準抽出方法(平成13年農林水産省告示第443号)を改正するとともに、登録検査機関が判断する際の参考となるよう、新方式のサンプリング方法に関してガイドラインを示す。
- c 農林水産省は、農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)を改正し、皆掛重量の検査を廃止する。
- d 農林水産省は、余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての手引きを作成し、農業者、卸・流通業者等、関係者に広く周知する。
- e 荷造り及び包装規格については、現行の規格で認められていない素材の包装容器について、必要最小限の要求事項で定義した新規格を制定する。
- f 包装の量目については、物流側の視点も含めて検討の上、結論を得、必要に応じて措置を講ずる。

- g 水稲うるち玄米の銘柄について、品種の許諾が特定の都道府県に限定され育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものを除く産地品種銘柄については、品種名のみが記載される「品種銘柄」に指定する。
- h 消費者庁は、農林水産省とも連携して、農産物検査及び令和3年3月17日付けの食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)改正の内容について、事業者及び消費者に対して普及・啓発及び周知の徹底を図る。
- i 農林水産省は、計測・標準化・米穀の専門家等から構成する「機械鑑定に係る技術検討チーム」を設置し、技術的事項の検討・整理を行った上で農産物規格規程(平成13年農林水産省告示第244号)を改正し、現行の農産物検査規格とは別に、機械測定を最大限生かせる「機械鑑定を前提とした規格」を策定する。新しい規格は、現行の規格と同列に位置付ける。
- j 水稲うるち玄米の銘柄の検査については、現在の目視鑑定による方法を改め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査する方法に見直す。
- k 農林水産省は、穀粒判別器のデータを活用して、生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者の所得向上を可能とする基盤(スマートフードチェーン)をコメの分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を、令和5年産米から実現できるよう支援する。
- l 農産物検査規格に関して見直しが行われた項目については、結論が出たものから、順次、それを現場に浸透させるための措置を講ずる。
- m 技術革新等を踏まえて、年度ごとに、農産物検査規格を点検し、見直しの必要性を認めた場合には、速やかにその検討を開始する。